

平成 20 年 8 月 15 日

各 位

東京都港区赤坂九丁目7番1号
株式会社USEN
代表取締役社長 宇野 康秀

臨時株主総会招集ご通知参考書類(9頁から19頁まで)の一部訂正について

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 20 年 8 月 13 日付でご送付申し上げます当社臨時株主総会招集ご通知参考書類(9頁から19頁まで)につきまして、一部訂正がありますので、ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり謹んで訂正させていただきます。

敬具

記

訂正箇所 臨時株主総会招集ご通知参考書類(9頁から19頁まで)

1. 別紙1 乙第4回新株予約権の内容

訂正後	訂正前
9.(1) 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合	9.(1) 当社所定の書面により新株引受権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

2. 別紙2 乙第5回新株予約権の内容

訂正後	訂正前
9.(1) 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合	9.(1) 当社所定の書面により新株引受権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

3. 別紙4 甲第2回新株予約権の内容

訂正後	訂正前
2.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法	2.新株予約権の行使に際し払込をすべき金額
6.(1) 乙の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の制裁を受けた場合	6.(1) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の制裁を受けた場合
6.(1) 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合	6.(1) 新株予約権者が当社所定の書面により新株引受権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

<p>9. <u>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</u></p> <p>(1) <u>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</u></p> <p>(2) <u>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前号に記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。</u></p>	<p>9. <u>新株の発行価格中資本に組入れざる額</u> 1株につき430円</p>
--	--

4. 別紙5 甲第3回新株予約権の内容

訂正後	訂正前
<p>2. <u>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法</u></p>	<p>2. <u>新株予約権の行使に際し払込をすべき金額</u></p>
<p>6.(1) <u>乙の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の制裁を受けた場合</u></p>	<p>6.(1) <u>当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の制裁を受けた場合</u></p>
<p>6.(1) <u>新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合</u></p>	<p>6.(1) <u>新株予約権者が当社所定の書面により新株引受権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合</u></p>
<p>9. <u>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</u></p> <p>(1) <u>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</u></p> <p>(2) <u>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前号に記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。</u></p>	<p>9. <u>新株の発行価格中資本に組入れざる額</u> 1株につき704円</p>

5. 別紙6 甲第4回新株予約権の内容

「2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格又は算定方法」中、「本項において」から始まる段落

訂正後	訂正前
本項において、時価とは、新株発行の取締役会決議を行った日の前日の証券取引所における終値をいうものとする。また、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株数」に「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。	本項において、時価とは、 <u>当社の株式が証券取引所に上場され又は店頭登録(もしあれば)がなされるまでの間は1株について5万円とし、当社の株式が証券取引所に上場され又は店頭登録がなされた後においては、新株発行の取締役会決議を行った日の前日の証券取引所又は店頭における終値をいうものとする。</u> また、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株数」に「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。

6. 別紙6 甲第4回新株予約権の内容

訂正後	訂正前
4.(3) <u>行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできない。</u>	4.(3) <u>その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。</u>
4.(4) <u>その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。</u>	(新設)
5.(2) 当社が保有する未行使の新株予約権は全て随時、無償で <u>取得</u> することができる。	5.(2) 当社が保有する未行使の新株予約権は全て随時、無償で <u>消却</u> することができる。

7. 別紙6 甲第4回新株予約権の内容 6項以下追加

6. <u>権利譲渡の禁止</u> 新株予約権の譲渡及び質入れ等の処分を行うことができない。
7. <u>新株予約権証券</u> 新株予約権者の請求があるときに限り、新株予約権証券を発行する。
8. <u>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</u> (1) <u>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</u> (2) <u>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前号に記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。</u>

9. 新株予約権行使の配当起算日

配当又は中間配当金は、新株予約権の行使日の属する配当計算期間の期首に行使の効力が発生したものとみなしてこれを支払うものとする。

以上